

岩手県（以下「甲」という。）と宮古市（以下「乙」という。）とは、岩手県立水産科学館（以下「科学館」という。）の管理及び運営（以下「管理運営」という。）に関する業務について、次の条項により科学館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この基本協定は、水産科学館条例（昭和61年岩手県条例第23号。以下「条例」という。）第1条の2の規定により指定管理者となる乙が行う科学館の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の責務）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの基本協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、科学館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、管理運営に当たり、関係機関等の協力・連携に努めるとともに、良好な関係を維持しなければならない。

（管理運営の期間）

第3条 乙が科学館を管理運営する期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

2 管理運営に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理運営業務の実施

（管理物件）

第4条 科学館を構成する公有財産及び備品のうち、乙が管理運営を行うもの（以下「管理物件」という。）は、別記1のとおりとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 甲は、乙が管理を行う公有財産（以下「財産」という。）について、公用又は公共用以外の使用の申請があった場合、その使用が財産の用途又は目的を妨げないと認められるときは、その使用を許可する。

なお、甲が協定締結前に既に使用許可を行っている財産については、甲は協定締結後においても引き続き財産の使用を許可するものとする。

4 前項において、財産の使用を許可した場合は、甲は乙に通知するものとする。

（管理運営業務の範囲）

第5条 乙が管理運営を行う業務は、条例第1条の3に規定する業務とする。

2 前項に掲げる業務の細目は、別添「岩手県立水産科学館管理運営業務仕様書（以下「仕様書」

という。)に定めるとおりとする。

- 3 乙は、その管理運営する科学館の利用者の平等な利用の確保を図るとともに、科学館の設置目的を達成することができるよう、乙が指定管理者指定の際に提出した管理計画書を基本として、第9条の規定により乙が毎年度作成する管理計画書に基づき適正に管理運営しなければならない。

(管理物件の現状変更)

第6条 乙は、管理物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得なければならない。

(備品の管理)

第7条 甲が支払う指定管理料又は利用料金収入で乙が取得した備品(以下「備品」という。)については、甲の所有とする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、備品の台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(指定管理者に対する指示)

第8条 甲は、乙に対して管理運営業務の実施に関し必要な事項を指示することができる。

- 2 乙は、管理運営業務の実施に関し、必要があると認めた場合は甲の指示を受けるものとする。

第3章 管理運営計画等の提出及び業務報告等

(管理運営計画等の提出)

第9条 乙は、次に掲げる事項を記載した岩手県立水産科学館管理運営(変更)計画書(様式第1号)(以下「管理運営計画書」という。)を毎年度3月10日までに、甲に提出し、その承認を得なければならない。ただし、平成34年度分の管理運営計画書にあつては、平成35年3月末日までに提出しなければならない。

- (1) 翌年度に係る管理運営の体制に関する事項
- (2) 翌年度に係る管理運営の実施に関する事項
- (3) 翌年度に係る管理運営に要する経費に関する事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

第10条 前条の規定は、当該計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、同条中「毎年度3月10日」とあるのは、「管理運営計画を変更しようとする日の30日前」と読み替えるものとする。

(業務実績報告)

第11条 乙は、四半期ごとの管理運営業務の実績について、それぞれの四半期終了の日の翌月15日までに(第4四半期にあつては3月31日までに)、岩手県立水産科学館管理運営業務実績報告書(様式第2号)(以下「実績報告書」という。)により甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告書を受領した場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査

を行い、管理運營業務の実施状況がこの基本協定に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を取るべきことを乙に指示するものとする。

- 3 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
- 4 甲は、第4四半期の実績報告書を受領し、審査した結果適当と認めるときは、管理運營業務完了確認調書（様式第3号）を乙に交付するものとする。

第2章 利用料金及び指定管理料

（利用料金）

第12条 科学館の利用者が納付する利用料金等は、乙の収入とする。

- 2 乙は、条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 乙は、条例第6条第3号の規定による利用料金の免除を適用する場合は、あらかじめ甲と協議の上、免除の基準を明確にし、利用者に対して周知を図るものとする。

（指定管理料の支払い）

第13条 甲は、乙に対して管理運營業務実施の経費として指定管理料を支払うものとする。

- 2 前項の指定管理料の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成30年度	(31,168)千円を上限として、対象年度の開始前に当該年度の予算の範囲内で、甲乙協議したうえで定めた額
平成31年度	(31,457)千円を上限として、対象年度の開始前に当該年度の予算の範囲内で、甲乙協議したうえで定めた額
平成32年度	(31,746)千円を上限として、対象年度の開始前に当該年度の予算の範囲内で、甲乙協議したうえで定めた額
平成33年度	(31,746)千円を上限として、対象年度の開始前に当該年度の予算の範囲内で、甲乙協議したうえで定めた額
平成34年度	(31,746)千円を上限として、対象年度の開始前に当該年度の予算の範囲内で、甲乙協議したうえで定めた額

- 3 乙は、第11条に規定する管理運營業務完了確認調書の交付を受けた後、指定管理料請求書（様式第4号）を甲に提出し、甲は受理した日から起算して30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。
- 4 甲は、必要があると認める場合は、指定管理料を前金払（1回につき一月分を限度とする。）することがある。
- 5 乙は、前項の前金払を受けようとする場合は、毎月15日までに、資金計画に基づく所要額を記載した指定管理料前金払請求書（様式第5号）を甲に提出し、甲は速やかに指定管理料を支払うものとする。
- 6 指定管理料の詳細については、別途「年度協定書」に定めるものとする。

(指定管理料の精算)

第14条 甲は、乙に支払う指定管理料のうち、次に掲げる費用は精算することとする。

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費

- 2 乙は、実績報告書において、前項の執行額が年度協定書で定める額を下回った場合は、既に支払われた額と執行額の差額を、甲の発行する返納通知票により返納するものとする。

第3章 リスク分担

(リスク分担)

第15条 管理運営に関する甲乙のリスク分担については、別記2のとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義が生じた場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、リスク分担を決定する。

第4章 基本協定の終了

(業務の引継ぎ)

第16条 乙は、基本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、甲の指示するところにより管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

(原状復帰義務)

第17条 乙は、第3条に規定する指定期間が満了したときは、甲の指示するところにより管理物件を速やかに原状に復さなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に対し、管理物件の原状の回復に要した費用を請求しないものとする。

第5章 基本協定の解除及び指定の取消し

(管理運営の継続が困難となった場合の措置等)

第18条 乙は、管理運営の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 前項の申し出が、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときには、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 第1項の規定が、不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときには、甲と乙は、その継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙の役員等が暴力団員等であることが判明したとき、又は乙が第26条により業務の一部を第

三者に委託する場合に、契約の相手方の役員等が暴力団員等であることを知ったにも関わらず、

当該契約を解除しなかったとき。

(2) 乙が、乙の責めに帰する理由により基本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が、基本協定又は関係法令等の規定に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

(4) 前2号のほか、乙が科学館の指定管理者として管理運営を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項の規定は、指定管理料の支払があった後においても適用するものとする。

(指定管理料の返還)

第20条 乙は、前条の規定によりこの基本協定を解除された場合において、既に指定管理料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、指定管理料を返還するものとする。

(延滞金)

第21条 乙は、前条の規定により指定管理料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

(準用)

第22条 第16条及び第17条の規定は、第19条の規定によりこの基本協定が解除された場合に、準用する。

第6章 情報公開、秘密の保持及び個人情報の保護

(情報の公開)

第23条 乙は、科学館の管理運営に関する情報の公開の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するとともに、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。）の目的に沿い、その保有する科学館の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、科学館の管理運営に関する情報について、別記3「指定管理者が管理する公の施設の管理運営に関する情報公開要領」に基づき、当該情報の公開を行うこととする。

3 甲は、科学館の管理運営に関する情報の公開のための手続について、広く周知するとともに、乙は、当該手続に関する資料を乙が管理する科学館に常時備えておいて、提供するものとする。

(秘密の保持)

第24条 管理運営に従事している者又はこれらの者であった者は、管理運営の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、管理運営業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第7章 その他

(権利譲渡等の制限)

第26条 乙は、この基本協定の締結によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又はその権利を担保に供してはならない。

(第三者による実施)

第27条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託してはならない。この場合、相手方の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）である者に委託してはならない。

(実地調査等)

第28条 甲は、管理運営の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

(事故の報告)

第29条 乙は、科学館において利用者の被災その他の事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第30条 乙は、その名称、住所、代表者等の変更があったときは、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(損害賠償等)

第31条 乙は、管理物件を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、甲の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(不当介入への対応)

第32条 乙は、本業務の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等による不当要求又は業務の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、県に報告するとともに警察署に届出を行わなければならない。

(協議)

第33条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙

